

伊那市社会福祉協議会の概要

—令和5年度—

1 社会福祉協議会とは

自分たちが住む地域の「福祉（みんなの幸せ）」

を推進する住民組織 です。

社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人で、下記の目的に沿った事業に取り組んでいます。

法律での設置の目的	伊那市社協の具体的な事業
①社会福祉に関する活動への住民参加のための援助	地域福祉推進事業、ボランティア・地域活動応援センター事業等
②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	介護保険事業・障害者総合支援法事業、ふれあい相談センター、日常生活自立支援事業、くらしの安心サービス、上伊那成年後見センター等
③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	社会福祉大会、ふれあい広場、ふくし伊那の発行、福祉の日啓発事業、CATV きらきら☆ふくし等
④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	生活福祉資金の貸付、赤い羽根共同募金（寄付マルシェ）等

以上のように、伊那市社協は社会福祉に関する多種多様な事業・活動に取り組んでいます。また、その事業・活動は、社協会員である住民の皆さんによって支えられています。

2 伊那市社会福祉協議会の設立： 平成18年10月1日

平成18年3月31日の伊那市、高遠町、長谷村の合併に伴い、同年10月1日に3市町村の社協が合併しました。

3 活動基本目標：

住民参加と社会福祉団体その他の関係機関との協働による「ふれあい、支えあい、助け合う、お互い様の地域づくり」を目標とし、地域福祉の一層の推進を図ります。

4 小地域社協組織：

(1) 地区社会福祉協議会

旧伊那市内においては、昭和の合併前の町村（7地区）単位と町部のうち千世帯を超える4区（山寺・荒井・西町・中央区）で合計11地区に地区社協を組織しています。平成19年度に、高遠町と長谷に地区社協が設立され、該当地区の全てに地区社協が組織されました。

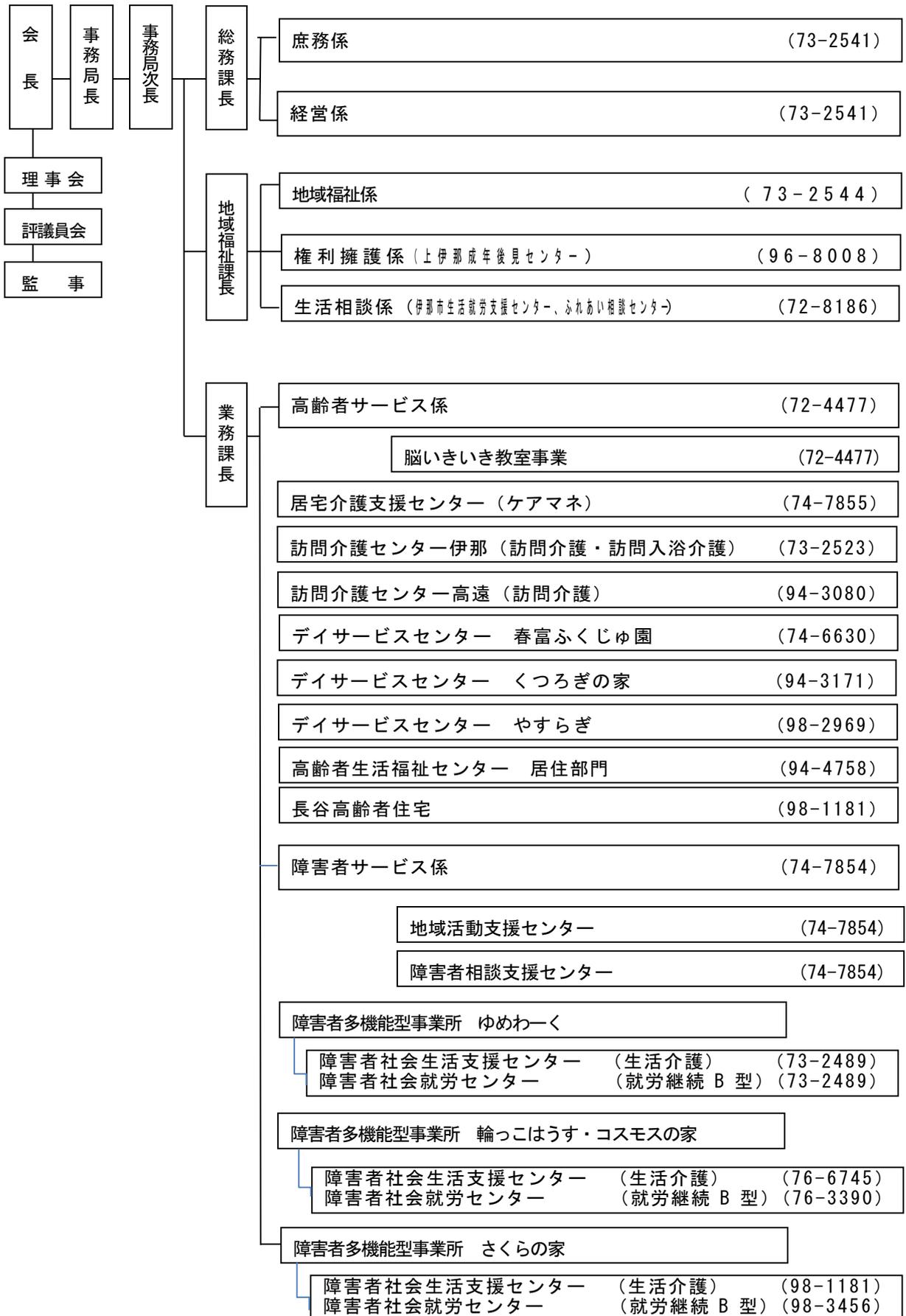
(2) 地域社会福祉協議会

小地域福祉ネットワーク事業の推進として、地域住民の福祉意識の高揚と「お互い様」の地域づくりを目指し、原則として行政区単位に組織し、大きな区ではさらに町内会を単位としての組織化を進めています。

現在、旧伊那市内においては100の地域社協が組織され、社協合併後は、高遠町12ヶ所・長谷5ヶ所の地域社協が設立され、現在も組織化を進めています。

5 組織図：

(令和3年5月6日～)



6 社協会員及び会費について：

会員の種類		会費	会 費 配 分 額		
			地域社協	地区社協	推進事業補助
一般会員	世帯	600	200	200	200
賛助会員	個人	1,000	500	300	200
法人会員	法人	3,000	1,500	1,000	500

7 実施事業について（☆は伊那市等からの補助・受託事業）

A 住民の皆さんの様々な福祉ニーズに応えるために

(1) 介護保険サービス事業

①居宅介護支援事業

・ケアマネジャーが、利用者のニーズにそって、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

②訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

・ケアプランに基づき、ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

③訪問入浴介護事業

・ケアプランに基づき、看護師や入浴スタッフが利用者宅を訪問し、室内に浴槽を搬入・設置し、入浴介助を行います。

④通所介護事業（デイサービス）

・ケアプランに基づき、利用者に対して、入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供します。

⑤脳いきいき教室事業 <介護予防サービス> ☆

・高齢者の健康づくり、転倒・骨折予防、寝たきりや認知症予防を目的に、概ね65歳以上の方に対して、市内の老人憩の家や公民館を会場として、個別サービス計画に基づいて、専門スタッフによる介護予防体操等の指導や継続的な活動の支援等を行います。午前（9:30～11:30）、午後（13:30～15:30）のいずれか半日。（利用料1回100円、教材費等実費）

(2) 高齢者福祉事業（介護保険以外）

①高齢者住宅生活支援事業 ☆

・高齢者生活福祉センター居住部門（11戸）と長谷高齢者専用住宅（8戸）を管理運営します。

②福祉車両の貸出し

・車椅子生活者等の歩行困難者が乗車できる福祉車両を貸出します。（利用料 燃料代実費、要予約）

(3) 障害者福祉サービス事業（障害者総合支援法に基づく事業）

①障害者居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業

・日常生活を営むのに支障があり、必要な介護を得られない障害者（児）がいる世帯をホームヘルパーが訪問し、家事や介護等のサービスを提供します。

②障害者就労（生活）支援事業

・通所する心身障害者に対して、技能習得または就労の機会を提供し、また生活支援をし、利用者の社会生活への適応性を高め、自立支援をします。

③障害者相談支援センター（特定計画相談支援事業）

・障害者の自立した生活を支え、本人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス事業者等との連絡調整や計画づくり等のケアマネジメントを行います。

④地域活動支援センター（地域生活支援事業） ☆

・各種の創作活動や機能訓練を行う教室や講座を実施します。

(4) 障害者福祉事業（障害者総合支援法事業以外）

①障害者支援事業

・障害がある方たちの福祉の増進、自立の促進を図るため、以下の事業を行います。

- 1) 各種奉仕員養成講座の実施（手話、点訳、朗読、要約筆記） ☆
- 2) 障害者団体、ボランティア団体の育成
- 3) 障害者、地域住民に対する啓蒙啓発

②福祉車両の貸し出し

・車椅子生活者等の歩行困難者が乗車できる福祉車両を貸出します。（利用料 燃料代実費、要予約）

③福祉バス「さわやか号」の運行 ☆

④障害者団体への支援、連携

⑤障害者自立支援等に関する調査、研究

⑥障害者に対する理解促進、啓発事業

・ふれあいイベントの開催、発達障害者サポーター養成講座の開催

⑦移動支援事業（地域生活支援事業） ☆

・障害者等に対して、移動時の支援を行います。

(5) 児童福祉事業

①交通遺児等への激励

・交通災害遺児等に見舞金を支給します。

②子育て世代間交流事業「にじいろサロン」の充実

(6) ひとり親家庭福祉事業

①ひとり親家庭交流活動支援に関する調査、研究

②ひとり親家庭福祉会への支援及び連携 等

(7) 共同募金配分事業

・赤い羽根共同募金の配分金を、市内の福祉団体、ボランティア団体等に配分します。

B お互い様の地域づくりを進めるために

(1) 地域福祉推進事業 ☆

①地域福祉活動計画の推進、ご近所福祉計画策定推進及び、地域福祉懇談会開催

②地区社協の充実強化、地区福祉活動振興支援

③地域社協の充実強化、地域福祉活動振興支援及び未組織地域社協の組織化・育成指導

④「地域福祉推進事業」による補助金交付

1) にじいろサロン（子育て世代間交流事業） 2) すくすくサロン 3) いきいきサロン

4) 福祉懇談会・講習会・講座 5) 災害時支え合いマップ作成 6) 広報紙の発行

7) あったかご近所ネット 8) あそび場発掘プロジェクト 9) 特認事業

⑤地区・地域社協役員研修会の開催

⑥災害時住民支え合いの充実強化、福祉避難体制の充実強化

⑦学生や社会人の福祉現場実習受入れ

⑧顔の見えるご近所での助け合い事業（あったかご近所ネット、あそび場発掘プロジェクト）

⑨地域交流事業（まちの縁側づくり）、買い物支援地域づくりネットワークの取組み

(2) 生活支援体制整備事業 ☆

①生活支援サポーター（地域ボランティア）の養成

・生活支援サポーター養成講座、フォローアップ講座の開催

・講座修了生とサービス提供主体（事業所等）とのマッチングの場づくり

②地域サロン活動の推進

・まちの縁側づくり事業の推進 ・地域サロン推進講座の開催

③啓発活動によるボランティア意識の醸成

・地区・地域社協役員研修会等の開催 ・啓発冊子の作成及び配布

④協議体への参画

(3) ボランティア・地域活動応援センター事業 ☆

①ボランティア連絡調整事業

・ボランティアの登録、斡旋、相談、情報提供、ボランティア保険の受付 ほか

②ボランティア養成・研修事業

1) 各種ボランティア講座の開催

2) 小中学生などの福祉体験学習の指導、助言、高校生などのボランティア活動への啓蒙啓発

③ボランティア実践校指定事業

④ボランティア団体への援助、育成、団体の活動拠点の整備、機材の整備と貸出

⑤新たなボランティア組織の立ち上げ研究

⑥災害ボランティアセンター設置訓練、災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施

⑦小・中・高校のキャリア教育への協力

⑧信州型コミュニティスクールへの協力

(4) 広報啓発事業

①社協報「ふくし伊那」の発行（毎月）

②毎月8日は「福祉の日」の啓発

・いなあいネットで情報提供番組の放送 ほか

③伊那市社会福祉大会の開催

④ふれあい広場の開催

⑤社協ふれあいウェブページ運営、SNS 連動型情報発信

⑥伊那CATV「きらきら☆ふくし」放映

(5) 上伊那成年後見センター事業 ☆

・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の理由で判断能力の不十分な方でも、その人らしく地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の広報や研修会の開催、相談、後見人等の受任など、権利擁護のために必要な事業を行います。

C 住民の悩みに対して

(1) ふれあい相談センター事業 ☆

①心配ごと相談 毎週 火・木・金 9:00~17:00

②司法書士法律相談 毎月 第1・3・4金曜日 9:00~12:00

③高齢者・障害者のための法律相談 毎月 第2金曜日 13:30~15:30

④弁護士無料法律相談 必要に応じて随時

(2) 日常生活自立支援事業

・福祉サービスを利用する際に自分で判断することが難しく、手助けを希望する方（軽度の認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を対象に福祉サービスの手続きの代行や、利用料支払の代行を行い

ます。あわせて、日常の生活に必要な預貯金の出し入れや年金の受け取りの代行、公共料金の支払の代行も行います。（利用料 1時間1,000円、交通費 1kmあたり20円）

(3) 暮らしの安心サービス事業

・市内在住者で、寝たきりや歩行困難などの理由により、自分で日常的な金銭管理が難しい方に対し、日常の生活に必要な預貯金の出し入れや、年金の受け取りの代行、公共料金の支払の代行を行います。また、同様の理由により、自分で財産の保全をすることが困難な方に対し、預金通帳や権利書等を預かり保管します。（利用料 金銭管理サービス 30分500円、交通費 1kmあたり20円、財産保全サービス 月200円）

(4) 伊那市世帯更生資金及び長野県生活福祉資金の貸付 相談日 毎週水・木 9:00-17:00

・貸付け対象世帯に対して所要の調査を行い、実態を把握の上、指導計画を立て、資金の貸付けを行います。貸付け後は、償還指導及び当該世帯の更生指導を行います。

貸付けにあつての当該世帯への事前調査や貸付け後の更生指導等について、民生児童委員の皆様にご協力いただくことがあります。

①伊那市世帯更生資金

②長野県生活福祉資金

(5) 応急援護事業

・各種の災害時に見舞金を支給します。

(6) 伊那市生活就労支援センター事業（まいさぼ伊那市） ☆

・生活困窮者自立支援法に基づき、様々な複合的課題を抱えた制度の隙間にある人を横断的に受け止め、関係事業と連携を取りながら、その人らしい自立生活や就労に向けた自立相談支援等を行います。

D その他

(1) 苦情解決第三者委員会の設置

・社協が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情を解決し、利用者個人の権利を擁護し、サービス提供者である社協の信頼性と適正性の確保を図ります。

(2) 長野県共同募金会伊那市共同募金委員会

・「赤い羽根募金」の愛称で行う共同募金運動について、伊那市ではその委員会事務を本会が行っています。（会長は伊那市長）

・募金の種類には、戸別募金、法人募金、街頭募金、職域募金、学校募金、イベント募金があり、戸別募金は、区長以下、区の行政連絡員の皆様にご協力いただき、現在は強制感をやわらげるために「封筒募金」により実施しています。また、企業や商店、事業所等を対象とした法人募金は、民生児童委員の皆様にご協力いただき、担当地区内の法人からの募金の集金をお願いしています。

・「伊那市寄付マルシェ」の運営

伊那市内の事業所が販売・提供する寄付つき商品を取り揃え、購入等をされた金額の一部が赤い羽根共同募金へ寄付となる仕組みです。福祉課題の共有をしながら寄付付き商品の開発を行い、新しいスタイルの募金を行います。

(3) 伊那市高齢者クラブ連合会事務 ☆

- ・健康づくりや社会奉仕活動等をとおして、市内の高齢者相互の親睦を図ることを目的に活動する高齢者クラブの事務を本会が行っています。単位クラブの活性化、支援の充実、組織率の向上に努めています。

(4) 福祉まちづくりセンター「ふれあい〜な」の運営 ☆

- ・地域福祉推進の拠点である福祉まちづくりセンターの管理を行い、センターの使用等に係る業務を行います

(5) 伊那市社会福祉協議会のインターネットサイト

①伊那市社会福祉協議会ホームページ

<https://ina-shakyo.jp>

②Facebook



③Twitter



伊那市社協イメージキャラクター あいなちゃん

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会
福祉まちづくりセンター「ふれあい〜な」内
伊那市山寺298-1 〒396-0023
TEL 0265-73-2541 FAX 76-7036
E-mail info@ishakyo.jp